

# 地球温暖化対策推進法の一部改正の概要

## 地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）



### 主な改正点とそのポイント

#### ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念**として位置付け。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）**に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

#### ② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の**手続ワンストップ化等の特例****を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

#### ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

## 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）



### 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。  
(施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)
- (2) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

### 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) 指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。  
(施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

### 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

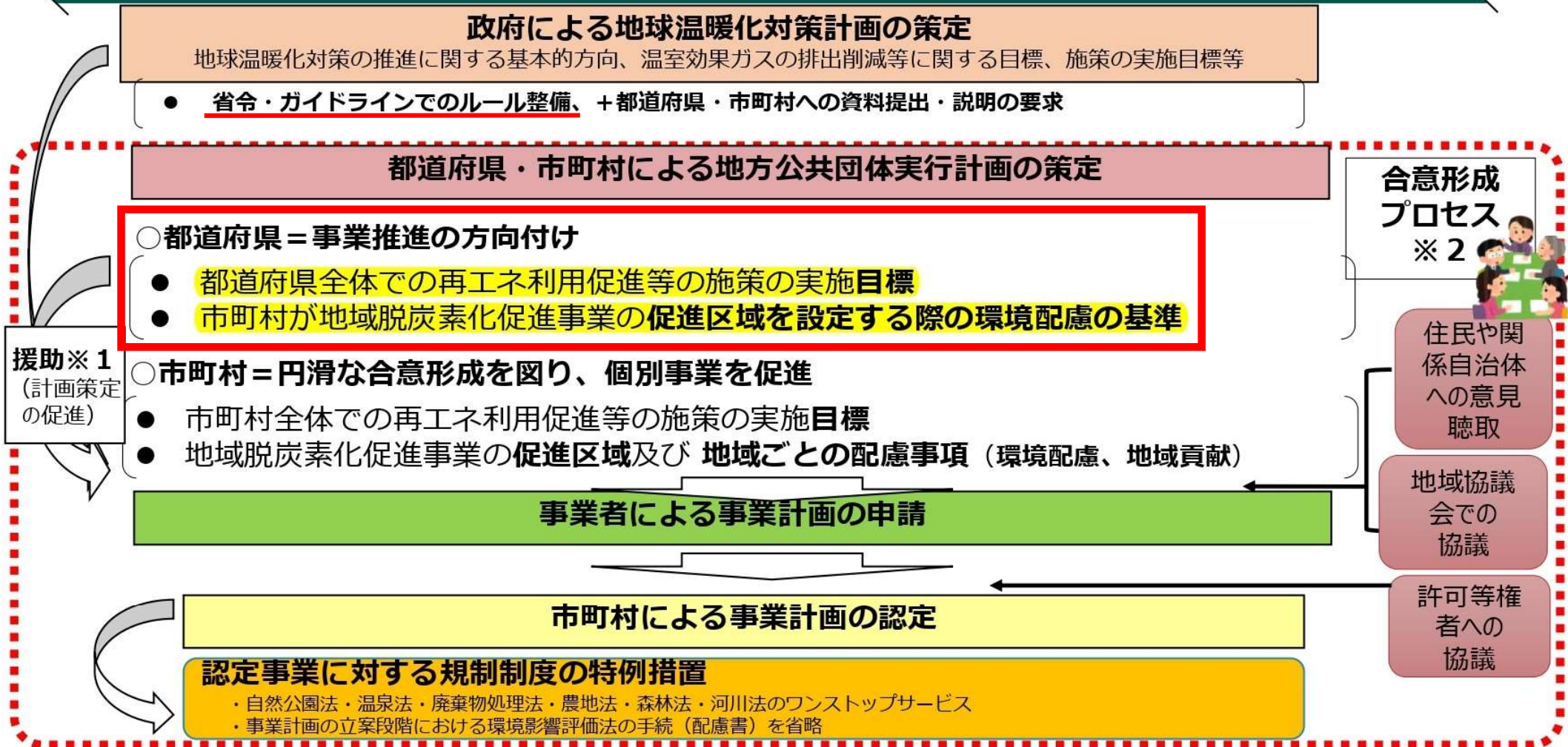
- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

## 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

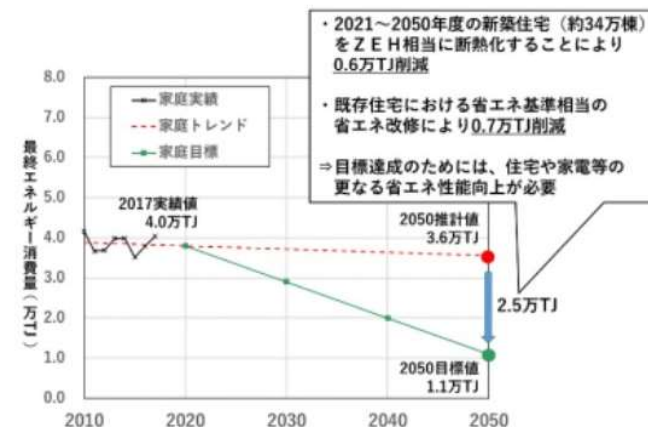
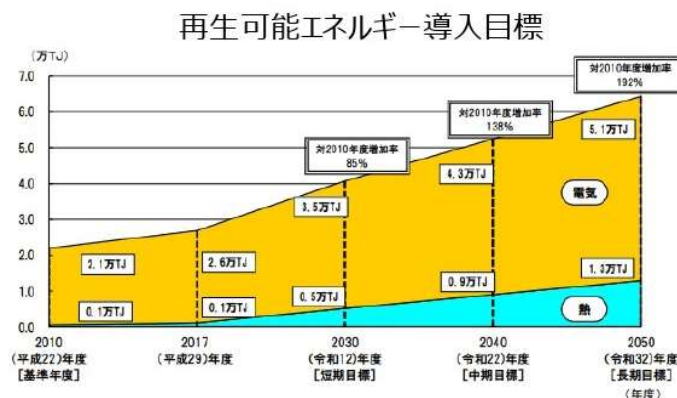
## 地球温暖化対策推進法の改正事項（目標）

### 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地方公共団体実行計画の区域施策編について、①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成の4カテゴリについて施策の実施目標を定める必要がある。（第21条第3項第5号）
  - ①の再エネについて、基本的には、**各地方公共団体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点**から、再エネ導入容量（kW等）を、再エネ種別ごとに設定することが考えられる。再エネ以外の施策（②～④）については、**施策の実施状況の進捗管理を適切に行えるようなKPI**としての目標を設定することが考えられる。

### 参考事例（長野県ゼロカーボン戦略）

- 再生可能エネルギーの導入量を2030年までに2010年度の約1.8倍、2050年までに約2.9倍にするという目標を打ち出している
- 家庭・運輸などの部門についても目標値を設定



出所) 長野県ゼロカーボン戦略 WEBページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>

## 地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、(地方公共団体実行計画(区域施策編)を定めている場合において) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、**促進区域**、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。(第21条第5項)
- 市町村は、環境保全に係る国・都道府県による基準のあり方を踏まえて、促進区域を設定。(第21条第6項、第7項)

### ■ 岡山県の例(岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例)

#### ○設置禁止区域

- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域

#### ○設置に適さない区域

- ・ 土砂災害警戒区域

#### ○設置者が守るよう努める事項

- ・ 地域住民への十分な情報提供を行う等、施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。
- ・ 防災、環境保全・景観保全の観点から、設置に適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- ・ 施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。
- ・ 防災、施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止及び自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。
- ・ 事業を終了した後は、を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は関係法令に従い適切な処理の確保を図るとともに、撤去後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

### ■ 山梨県の例(太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例)

#### ○事業者の責務

- ・ 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### ○設置規制区域

- ・ 国有林及び地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害計画区域及び土砂災害警戒区域
- ・ 砂防指定地の区域

## ■ 施策の実施に関する目標の設定について

施策に関する実施目標について、どのような考え方・手順に基づいて設定すべきか。

## ■ 環境配慮の基準について

再エネを巡っては、景観や動植物・生態系への悪影響、土砂災害等への懸念など様々な問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要であることから、市町村の促進区域の設定にあたっては、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域地方公共団体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要であるが、国や都道府県の基準において、どのような論点があるか。

**再エネ施設の立地に当たり、環境保全の観点から配慮すべき事項として何があるか。また、国・都道府県の基準の役割分担の考え方の下、具体的にそれぞれどのような内容とするべきか。**

**基準のあり方として、促進区域から特定の区域を除外することや、促進区域設定に当たって配慮する対象・内容は何か考えられるか。(例：保護地域の取り扱い、絶滅危惧種の生育生息地等)**

**環境保全の観点以外から、促進区域の設定に当たって留意すべき事項があるか。(例：農林地、国土地用計画・都市計画、防衛施設等)**

国検討スケジュール(案)

